

ご挨拶

いつもお世話になっております。市川です。

新型コロナウイルスがいよいよ深刻になってまいりました。毎日毎日不安が大きくなります。先日はあの志村けんさんがお亡くなりになり、急に身近な事となったように思います。

さて、今回は雇用調整助成金について特集いたしました。会社の努力と関係ない、仕方ない業績悪化時に、雇用を守ることにに対して支給される助成金です。ニュースでも大きく取り上げられていますので、気になっている方が多いのではないのでしょうか。

恵社労士事務所も、4月はテレワークといたします。どうしても事務所に来なければいけないものだけは出社する予定です。電話は折り返しとなりますが、いつも通りご連絡いただければ幸いです。

明るい話題、2つあります。3月から、ニューフェイスが加わりました。

昨年社労士試験合格した若者です！！ついに平均年齢が下がりました！！電話対応をしておりますので、声は知っていただけているかと思います。松下をよろしくお願ひいたします。4面に自己紹介があります。

市川が、紛争解決手続代理業務試験に合格いたしました。特定社労士になれる資格です。落ち着いたら、活動を広げていきたいです。（市川）



Topix

ご挨拶	・ ・ ・ 1
【今月の特集】雇用調整助成金	・ ・ ・ 2、3
手続きチェックリスト	・ ・ ・ 4
今月の重要ポイント	・ ・ ・ 4

特集：雇用調整助成金



新型コロナウイルスは日に日に広まり、経済への影響も日に日に強くなってきています。

お店をお休みしたり、稼働を少なくしたりと、事業縮小を余儀なくされている会社も少なくありません。また、今はまだ影響がなくても、これから影響がある会社も増えていくでしょう。

そうなったとき、社員の雇用を守ることができるのか。

こういう時のための助成金が、「雇用調整助成金」です。

最近をよく取り上げられていますので、名前を目にした方は多いと思いますが、ここまで大きく使われるのは、あのリーマンショック以来です。リーマンショックの時も数々の特例が出ていたようですが、今回はそれ以上の特例が設けられています。

コロナウイルス騒動を乗り切れるように、雇用調整助成金について理解しておきましょう。

雇用調整助成金とは

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。

⇒つまり、仕事がなくても、お休みとして休業手当を支払い、解雇しなかった場合にももらえます。

具体的には？

売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少していること、雇用保険被保険者数および受け入れている派遣労働者の最近3か月間の月平均値が、前年同期と比べ、大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上増加していないこと

⇒今回の特例では、「売上げが去年の12月と比べて5%以上減少」していたら使えます。

対象者は

雇用保険被保険者が対象です。

⇒今回の特例で、アルバイトなどもみんな、対象になります。（※詳しいことはこれから。3/30）

いくらもらえるのか

休業手当などの2/3

⇒今回の特例で、最大9/10補助されるようです。

計算式

① 平均日額

昨年の、1人1日の平均額を出します。

$$\text{（雇用保険被保険者に支払った給与総額）} \div \text{（平均人数} \times \text{所定労働日数）}$$

② 休業協定書や就業規則で決められた、休業手当の率をかけます。

③ 助成率をかけます。

つまり、1日あたりAさん22000円、Bさん10000円、Cさん7000円 平均13000円

休業手当として80%出します、と決めたとして、誰を休ませても、助成金額は、

$13000 \text{円} \times 0.8 \times 2/3 = 6933 \text{円}$ と、なります。

Cさんを休ませると、Cさんに払う休業手当は5600円、会社に1300円程度多く入ってくる計算になります。

計算式については、今回の特例で雇用保険被保険者以外にも対象が拡大されたため、大幅に変更される可能性があります。



雇用の安定を守ろうという意図がはっきりしている

今回、リーマンショック時よりも多くの、そして手厚い特例が出されています。

まだ情報ができていない状況ではあるのですが、シフトを減らさなければならない状態であったり、一斉に休ませる必要がある場合は、必ず申請しましょう。

雇用調整助成金は、過去に解雇がないことなどは要件にありません。

今回の特例の一覧

日々新しい情報が出るため、変更する可能性はあります。現時点で下記のような情報が出ています。(3/28)

雇用調整助成金 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置		(参考) リーマンショック時
	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施	
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主(全業種)
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)	生産指標要件緩和 (3か月5%以上低下)
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める	被保険者が対象
助成率 2/3(中小) 1/2(大企業)	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日～6月30日まで)	やむを得ないと認められる場合は、事前に提出があったものとみなす
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	同左	クーリング期間の撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左	被保険者期間要件の撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左+上記対象期間	3年300日

- 上記の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行うこととする
- 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引上げる措置を別途講じる

恵社労士事務所の流れ

今後、飲食・小売り・スタジオ等、現在すでに営業制限が出ている業界の顧問先様から、具体的に1人休ませたらいくらくらいもらえるかを計算してご連絡します。

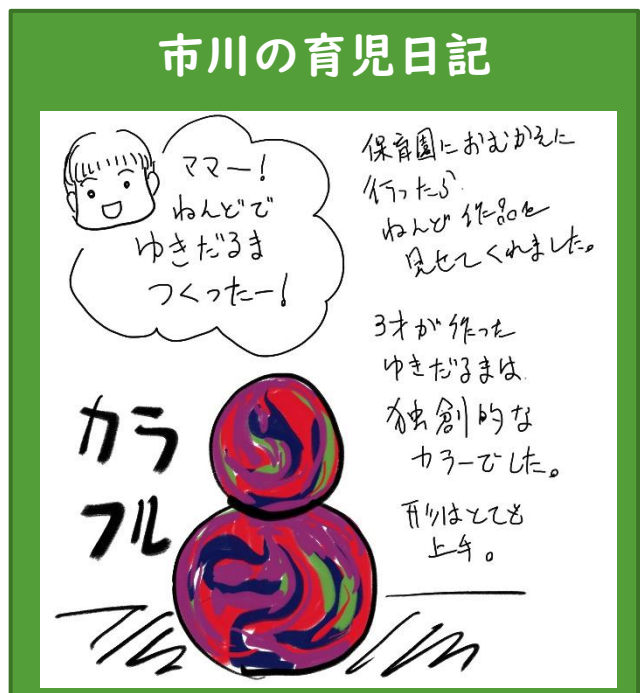
手続きとしては、

- ① 休業協定書の締結
- ② 計画書の作成・申請
- ③ 実際の休業
- ④ 支給申請(一か月ごと)

となりますが、今回計画書の提出は後回しでもよいことになっています。

休業を行う会社様は担当にご連絡ください。

なんとか乗り切りましょう・・・！！



今月の重要ポイント！

協会けんぽの保険料率が変わります！

3月分（4月請求分）から・・・

健康保険料率：9.90%→**9.87%**

介護保険料率：1.73%→**1.79%**

36協定の様式が変わっています。

働き方改革の影響で、36協定の様式が変更になりました。

2020/4/1以降に提出する36協定、お気を付けください！

65歳以上の従業員の、雇用保険料免除が廃止

今まで、65歳以上の従業員は雇用保険には加入しても保険料を免除されていましたが、免除が廃止になります。個人負担も発生しますので、65歳以上の雇用保険被保険者がいる会社は、今月中にご説明をお願いします。

～自己紹介～

初めまして！

三月から恵社労士事務所の仲間になった松下丘です。

石川県金沢市から上京してきました。前職では金融機関で提案営業をしていました。

お客さまに提案させていただくなかで、「法律の知識で、幅広い提案ができるようになりたい。」と考えるようになり、社労士を志し、昨年社労士試験に合格することができました。

憧れていた社労士業務、覚えることがいっぱいですが、楽しく充実した日々を過ごしています。

出来たら名前を覚えていただきたいです。私の名前は「丘」と書いて「ゆう」と読みます。名前の由来は、小高い丘のように人の集まるような人間になってほしいと願いつけられました。嬉しいことに、よく「話しやすい人だね。」といただいております。



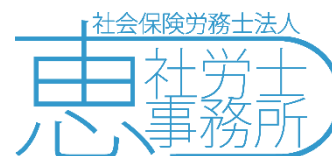
私は目標があります。お客様から、何でも相談いただけるようになりたいです。そして企業ごとによって、異なる状況、問題を把握し、経営者、そこで働く人のため、一番良い解決方法を提案できるような、「丘（ゆう）」のような社労士になりたいです。

どうぞよろしくお願いいたします。（松下）

手続きチェックリスト

ご連絡漏れはありませんか？

- 入社
- 退社
- 扶養したい、扶養から抜ける
- 産休・育児休業・介護休業
- けが、病気で長期休んだ
- 労災がおきた
- 基本給の変更があった
- 賞与を支払った
- 役所から連絡が来た

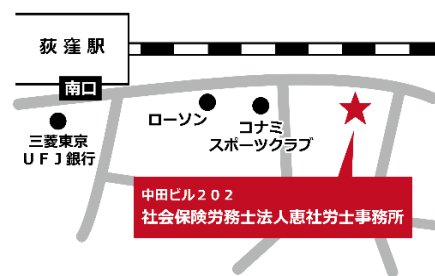


【お問い合わせ】

03-5335-7905

info@megumi-sr.com

JR・丸の内線 荻窪駅より
徒歩3分です。
ぜひお立ち寄りください！！



<https://megumi-sr.net>

Podcast（ネットラジオ）配信始めました。

楽しく役に立つ番組を目指しています！



【発行日】令和2年4月1日 【発行者】社会保険労務士法人恵社労士事務所 住所 東京都杉並区荻窪 4-31-11 中田ビル202
TEL：03-5335-7905 / FAX：03-5335-7906 Mail：info@megumi-sr.com URL：https://megumi-sr.com